

## 当院の取り組みと各種加算について

当院では、患者様に安心して医療を受けていただけるよう、厚生労働省の定める各種制度に基づき、体制整備を行っております。これに伴い、以下の加算を算定しております。

### ■ 機能強化加算について

当院は、地域の皆様の「かかりつけ医」として、以下の取り組みを行っております。

他の医療機関での受診状況や処方内容を踏まえた服薬管理  
必要に応じた専門医療機関へのご紹介  
健康診断結果等を踏まえた健康管理に関するご相談への対応  
保健・福祉サービスに関するご相談への対応  
夜間・休日等の緊急時の対応方法に関する情報提供

これらの体制に基づき、「機能強化加算」を算定しております。

### ■ ベースアップ評価料について

当院では、医療従事者の処遇改善を通じて、より質の高い医療を安定して提供するため、「ベースアップ評価料」を算定しております。

本評価料は国の制度に基づくものであり、診療費の一部に加算が生じる場合がございますが、患者様にご提供する医療内容が変わることはありません。

### ■ 明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明性向上のため、診療明細書を無料で発行しております。

明細書には、診療内容や使用した薬剤・検査等の情報が記載されております。なお、明細書の発行を希望されない場合は、受付までお申し出ください。

#### ■ 一般名処方加算について

当院では、医薬品の供給状況等を踏まえ、特定の医薬品に偏ることなく安定した治療を提供するため、有効成分の名称（一般名）により処方を行う場合がございます。

これにより、同じ成分の医薬品を選択することが可能となり、必要な治療を継続しやすくなります。

#### ■ 医療情報取得加算について

当院では、オンライン資格確認システムを導入し、マイナンバーカードを健康保険証として利用することで、患者様の診療情報等を取得・活用しております。

これにより、より安全で適切な医療の提供に努めております。

#### ■ 長期処方について

当院では、患者様の病状に応じて、28日以上の長期処方を行うことが可能です。

ただし、症状や治療内容により、医師の判断にて処方日数を調整させていただく場合がございます。

安全かつ適切な治療のため、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

今後も、患者様に安心して通っていただける医療の提供に努めてまいります。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

医療法人松本医院  
のりこ皮ふ科クリニック